

平成 23 年 4 月 24 日

全国美術館会議 会員館各位

「文化財レスキュー事業」派遣職員の募集について（依頼）

謹啓 文化庁は 3 月 30 日、別紙要項の通り、東日本大震災により被災した文化財等を緊急に保全するとともに、今後の損壊建物撤去等に伴う文化財等の廃棄・散逸を防止するため、独立行政法人国立文化財機構および文化財・美術関係諸団体の連携による「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」の実施を決定しました。

全国美術館会議は 4 月 6 日発信による臨時理事会を開催し、今回の震災により被災した会員館等への救援・支援活動を行うにあたり、「大災害時における対策等に関する要綱」（平成 10 年 6 月 2 日施行）に基づく「対策本部」の設置を決定しました。併せて、当会議が文化庁からの協力依頼に応え「文化財レスキュー事業」に参加することも、同理事会において決定しています。

4 月 15 日には「文化財レスキュー事業」の実施主体である「救援委員会」が発足し、宮城県を最初の活動地域として、当会議会員館の石巻文化センター等を対象に、今月 25 日の週にも救援事業を開始するための準備が進んでいます。

つきましては、「文化財レスキュー事業」に参加いただける会員館職員の方を至急募集します。参加を志願される方は、別紙の票により対策本部に登録をお願いいたします。対策本部において、ご本人の都合と救援事業の状況に応じ、現地への派遣を調整いたします。

なお、「文化財レスキュー事業」の実施にあたっては、3 月 30 日付で文化庁より各都道府県教育委員会へ、専門職員の派遣等に関する協力依頼が行われています。そのため、派遣については各所属館において出張手続きを取っていただくようお願いします。派遣に係る旅費については、極力所属館からの支給をお願いしたく存じますが、困難な場合には現地までの往復交通費、宿泊費等の実費を全国美術館会議が支給いたします。

謹白

全国美術館会議 会長
東日本大震災対策本部長
青柳 正規

文化財レスキュー事業 派遣職員登録票

全国美術館会議

記入年月日	2011年 月 日
館名	
(ふりがな) 氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
専門分野 (保存修復担当の方は 詳しくご記入ください)	
レスキュー経験 (「有」の場合、時・場所・ 対象作品等をご記入くだ さい)	有 ・ 無 ()
参加可能な時期	今すぐ ・ ()月()旬頃
旅費支給	所属館から支給 ・ 全美から支給
備考	

1名につき1枚ご記入のうえ、本票を下記宛先にご返送ください。
ご協力まことにありがとうございます。

返信先: 全国美術館会議 東日本大震災対策本部 FAX 03-3828-0295

本件に関するお問合せ先: 全国美術館会議事務局 (国立西洋美術館内)
電話 03-3828-0290 Email: info@zenbi.jp

平成23年3月30日
文化庁次長決定

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要項

1 事業の目的

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（以下「救援事業」という。）は、東北地方太平洋沖地震によって被災した文化財等を緊急に保全するとともに、今後に予想される損壊建物の撤去等に伴う我が国の貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とする。

2 事業の内容

地震等による直接の被災や、被災地各県内の社寺、個人及び博物館・美術館・資料館等の保存・展示施設の倒壊又は倒壊等の恐れ等により、緊急に保全措置を必要とする文化財等について、救出し、応急措置をし、当該県内又は周辺都県（以下「当該県内等」という。）の博物館等保存機能のある施設での一時保管を行う。

3 事業の対象物

国・地方の指定等の有無を問わず、当面、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品を中心とする。

4 事業の実施体制

- 1) 文化庁は、救援事業の実施に当たって、被災地各県と基本方針を協議する。
- 2) 救援事業は、独立行政法人国立文化財機構（以下「国立文化財機構」という。）及び文化財・美術関係団体（以下「関係団体」という。）の連携協力により行うこととする。そのための組織として、文化庁は、国立文化財機構及び関係団体に対し、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」（以下「救援委員会」という。）の設置等を要請する。
- 3) 文化庁は、必要に応じて、各都道府県教育委員会に対し学芸員等の専門職員の派遣及び被災文化財等の一時保管等について協力を要請する。
- 4) 文化庁は、当該県内等の博物館等保存機能のある施設に対し、被災文化財等の一時保管について協力を要請する。
- 5) 文化庁は、所有者又は救援委員会の要請に応じて、救援委員会と協力して、文化庁職員を派遣し、被災した文化財等に関し被災状況の調査、応急処置、一時保管等の活動に当たらせる。

5 事業の実施期間

事業の実施期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

6 その他

文化庁における救援事業の事務は、長官官房政策課及び文化財部各課の協力を得て、文化財部美術学芸課が行う。